

千代田区の事例

生活環境条例
歩きたばこの罰則付き禁止など

平成14年の制度施行時には歩きタバコに罰金を課すということで、全国的に話題になった。直接、影響をこうむる隣接区をはじめ、同様に条例で歩きタバコを禁じる区は出たが、罰金を徴収するところはない。

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例

区では、区内の生活環境の改善を目的として、全国で初めて喫煙に罰則を設けた「安全で快適な千代田区の生活環境の整備「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」を制定し、平成14年10月1日に施行しました。

この条例の制定の背景には、地域からの悲痛な「声」がありました。

詳しくは、[千代田区生活環境条例のあらまし](#)をご覧ください。

- 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（PDF：270KB）
- 安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例施行規則（PDF：197KB）

生活環境条例の規制内容

違反者への区の対応と措置は、次の表のとおりです。取り締まりは、地域の方々や警察などの関係行政機関と密接に連携・協力して行います。

区内は、皇居を除く全域が路上禁煙地区となっています。

路上禁煙地区で喫煙し、または吸い殻をポイ捨てした場合は、過料処分の対象となります。

規制の対象となるたばこは、紙巻きたばこおよび加熱式たばこです。

なお、路上喫煙の過料の額は、当面2,000円とします。

過料は、職員証を携帯している区の職員が告知し、納付書または直接その場でお支払いいただきます。

指定地区については、[生活環境条例 路上禁煙地区、環境美化・浄化推進モデル地区](#)のページをご覧ください。

違反者への区の対応と措置

区域	禁止事項	罰則等	改善命令違反
区内全域	公共の場所での以下の行為が禁止されます。 - 吸い殻や空き缶等のポイ捨て - 落書き - 置き看板等の放置 - チラシ等配付物の散乱 - ペットのふん等の放置 - 善良な風俗を害する活動とその援助協力	（生活環境を著しく害している場合） 改善命令	氏名・住所等の公表
路上禁煙地区（区内全域）	道路上および区長が特に必要があると認める公共の場所において、以下の行為が禁止されます。 - 喫煙 - 吸い殻のポイ捨て	過料（2万円以下）	-
環境美化・浄化推進モデル地区（注釈）	公共の場所での以下の行為が禁止されます。 - 吸い殻や空き缶等のポイ捨て - 落書き - 置き看板等の放置	（生活環境を著しく害している場合） - 過料（2万円以下） - 改善命令	1. 氏名・住所等の公表 2. 罰金（5万円以下） 3. 告発
	公共の場所での以下の行為が禁止されます。 - チラシ等配付物の散乱 - ペットのふん等の放置 - 善良な風俗を害する活動とその援助協力	（生活環境を著しく害している場合） 改善命令	氏名・住所等の公表
違法駐車等防止重点地区	違法駐車	警察による取り締まり	警察による取り締まり

（注釈） 「環境美化・浄化推進モデル地区」とは、「特に環境の美化及び浄化の改善を図る必要があると認められる地区（第20条）」として、指定された地区です。

足立区の事例

初の区施行による
鉄道の連続立体交差事業

東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近の開かずの踏切。2005年、遮断機の誤操作で4人の死傷事故が発生。東京都は開かずの踏切対策で他に優先順位が高い箇所があるとして、事業化されていなかった。住民の強い要望を受け、区が事業化

事業の概要

- 1. 路線名 都市高速鉄道東武鉄道伊勢崎線
- 2. 区間 竹ノ塚駅付近
(足立区栗原四丁目～足立区東伊興三丁目)
- 3. 延長 約1.7 km
- 4. 駅施設 竹ノ塚駅
・ホーム延長 約170 m
・ホーム幅員 約9 m
- 5. 構造形式 高架式（^{かさあげ}嵩上式）および地表式

除却される踏切(2か所)

踏切道の名称	道路の名称	現況踏切道の幅員
伊勢崎線第37号踏切	区道足立第2号線 (赤山街道)	14.0 m
伊勢崎線第38号踏切	区道舎人第282号線	5.8 m

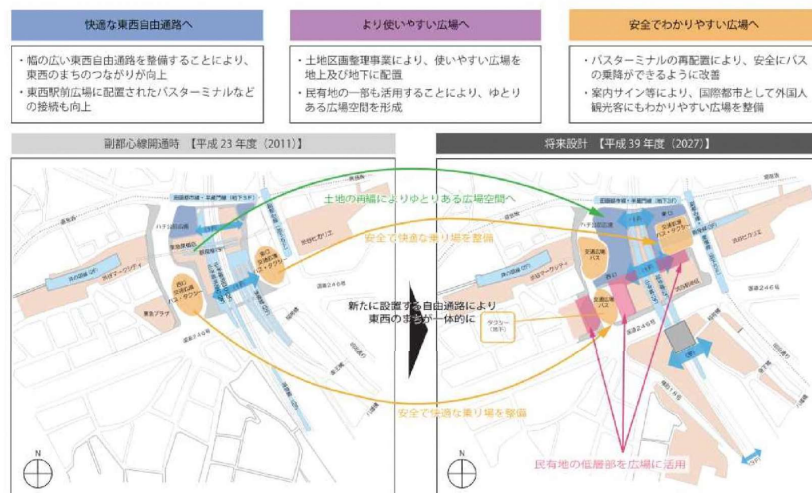
位置図



渋谷区の事例 渋谷駅周辺まちづくり

100年に一度と言われる大改造が進んでいる渋谷駅周辺。特定都市再生緊急整備地区やアジアヘッドクォーター特区など指定を受け、国・都・区が協力して推進

安全で快適な広場空間へ（駅前広場）



五街区



安全でわかりやすく便利な駅へ（鉄道施設）



一般社団法人の設立



渋谷駅中心地区の都市計画特別地区の提案に際し、官民連携でのエリアマネジメント組織の設立を合意

渋谷駅前エリアマネジメント協議会

名 称 渋谷駅前エリアマネジメント協議会（任意団体）
設 立 2013年5月30日

任意団体で構築した規制緩和スキームを基に、公共空間での屋外広告物掲出と公益的取組の実施主体を設立 →実行フェーズへ

一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント

名 称 一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント
設 立 2015年8月18日